

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年8月17日(月) 午前10時31分～午前11時34分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について

2 議長からの議会運営に関する協議検討事項について

- ・ 討論について
- ・ 総括質疑について
- ・ 関連質問について

3 その他

7. 会議経過

委員長 少し時間が早いですが、お揃いなので始めさせていただきたいと思
います。

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたし
ましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のと
おりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりたいと思いますので、よろ
しく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の
対応について

委員長 本件について、あらかじめ資料を開催通知等とともに配布をさせていただき、会派の御意見をまとめていただくようお願いをしております。

9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応案について、案のとおり対応としてよろしいか、各会派の御意見を願います。

初めに市政クラブさん。

意(3) はい、市政クラブですが、この案のとおりで結構です。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) 公明党のほうもこの案で結構です。

委員長 続きまして新政会さん、長谷川広昌委員。

意(7) 新政会もこの案で結構です。

委員長 次に、共産党さん。内藤とし子委員。

意(15) 共産党としては、この案ではなしに、従来どおりでやっていただきたいと思います。

ここの、出てないところもありますが、例えばみよし市なんかは、6月、通告者がなしというふうに載っていますが、6月は特別定額給付金ですか、10万円の給付もありましたので。

委員長 内藤委員、どこの部分っていうところをお示しいただきたいんですけども。

9月定例会における議会の対応についてという案があると思いますが。

意(15) 私は、一般質問70分から30分に短縮するっていうのは、反対です。

通常どおり行えばいいと思っています。

委員長 そこだけでよろしいですか。

意(15) いや、ですから、通常通りで今回、前回の6月のときのように、10

万円給付みたいな、市の職員がずっと係わらなきゃいけないような、給付もありませんし、十分やれると思っていますので、従来どおりでいいと思っています。
委員長 それは、一般質問だけではなくて、全てのものに対して通常通りにと
いうことで。そういう御意見ですか。

意（15） はい。

議員が議会で頑張らないでっていうか、十分働かないでは、何のための議員かと思しますので、従来どおりでいいと思います。

委員長 それでは、参考までに、次に、青政会さん。柴田耕一議員。

意（6） 市政クラブの通りで結構です。

委員長 これ一応、議長案ということですよ。

意（6） はい、議長案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん。岡田公作議員。

意（5） この案で結構です。

委員長 次に、高浜市民の会さん。倉田利奈議員。

意（16） ええとですね、まず質問を30分にするという案なんですけど、こちらですね、国の緊急事態宣言時はそのまま70分でやってたわけですし、国の緊急事態宣言時には、小学校とか休校になってましたし、公共施設も使えないという状況だったんですけど、現在は小学校夏休みでも、今、やれなかった事業をやってますし、9月からも、朝から晩までやるということで、なぜ、今になって、こうして一般質問の短縮をするかという、ちょっと、根拠というか理由がちょっとよくわかりませんので、私は今までどおり70分をお願いしたいと思っています。

あとですね、コロナウイルス感染症防止っていうことで、議長案には書かれてないんですけど、例えば碧南市さんではですね、例えば空気清浄機を議場に置く。それから傍聴室の入室前に検温を行う。それから傍聴の受付簿には、連絡先、電話番号の記入をお願いするなど、感染症対策を行っております。

それから西尾市さんとか碧南市さんもなんですけど、うちの場合は、窓とか扉とかも全部閉めて議会のほうを運営しておりますが、西尾市さんや碧南市さん、議会中においても扉とかをあけて議会を行っておりますので、対策を行っ

て、そういうところはしっかり対策を行っていくということで、その点は改善していただけたらなというところがございます。

あとは常任委員会とか決算委員会におきましては、ごめんなさい。

まず本会議なんですけど、本会議は、高浜市の場合はグループリーダーも答弁のほうするということなんですけど、この西三河でほとんどの市においては、部長級までしか、答弁のほう行っておりません。

課長級は行っていないということで、関連する議案において、グループリーダーがその場にいるということはいいと思うんですけど、やはり部長級がしっかり市として、今後の態度を示していくわけなので。

委員長 倉田議員。

きょう今、議題に上げているのが、9月定例会における新型コロナウイルスの感染症拡大防止についてのことでございますので。

意(15) 防止も含めてなんですけど、その関連する職員のみ出席して、あとは部長級以上でいいと思っております。

あと、常任委員会、決算委員会におきましては、特にこの案のとおりでいいかなと思っております。以上です。

委員長 今の本会議の執行部の出席のところで行われた御意見なんですけど、ここに書いてあることじゃないんですか、今言われたのは。違うんですか。

倉田議員、ここに書いてあることを言われましたよね、今。

意(15) はい、結構なんですけど、引き続き私はコロナウイルス以外にも、このままでいいと思っておりますということです、本会議では。

委員長 それでは、内藤委員のほうから、全て通常通りでというお話がありましたので、一つずつしていかなければならないんですけども。

御意見を伺って、15番内藤委員。どうでしょうか。

一般質問の時間短縮の部分以外でも、皆さん、これでよいと言われているんですけども、どうでしょう。

意(15) 決算の特別委員会などについては、今回の視察は、現地視察の中止となっていますが、そういう点では、中止してもいいと思っております。

委員長 よろしいですか。

意（15）　今も意見でしたが、グループリーダー以下は、関係する款の時に出席するというので、この方法でいいと思います。

これはいいと思いますが、一般質問の部分については、今までどおりでやっていただきたいと思っています。

委員長　傍聴の部分はいかがですかね。傍聴も全て統一的に書いてあると思いますが、傍聴席を20席に制限すると。

意（15）　はい。それもいいです。OKします。

委員長　それから、もう一つは、本会議における委員長報告ですけれども、委員長報告は通常どおり作成をしていただきますが、本会議場での最終日に委員長報告をしますけれども、それに関しては、採決結果のみの報告という形にすることによって、委員長報告が非常に長いものですから、例えば決算だと、20分以上かかることもあります。

ですから、そのところは、報告に関して会議録には残りませんが、報告書としては、事務局のほうに提出をしていただきますので、本会議では採決結果のみを報告するという形で書いてあると思いますけども。

これについてはいかがですかね。

意（15）　長いと言われたんですが、やっぱり採決結果のみだと、どういう質疑がされたのかよくわかりませんので、今までも感じていたんですが、委員長報告の中でいろんな質疑があるんですが、その中で全部、報告をされようとみんなするものですから、長くなりますけども、大きな問題になるようなのを一つか二つ、取り上げればいいと思っています。

全部報告する必要はないですけども、採決結果のみだと、どういう質疑がされたのかわからないので、報告については、少し工夫が要ると思っています。

委員長　今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止ということにおいてのことで、御意見を伺っておりますので、通常のと看にどうするという話は、また改めて、議会運営委員会のほうに提案をしていただいでですね、それで議論していけないといけないとは思います。

意（15）　新型コロナが、これで今、第2波だと言われているんですが、2波ではなくてこの前の続きかもしれないし、2波として、第3波が来るかもしれま

せんし、やっぱり、こちらが、何ていうんですか。

先へ先へと進んで、やっていってしまつては、議会の意味がなくなると思いますので、そこのところでは、もともと、今までも通常どおりというか今までもやっていたわけですが、その点でも少し工夫が要るなということは思っていましたので、それをもう少し工夫をして、採決結果のみでは、報告がよくわかりませんので、ぜひ質疑も一つ二つ、最低でも一つは入れていただきたいと思つてます。

委員長 はい。それでは、意見の一致を見た部分以外のところで、これからの議会運営上の問題になりますので、採決をとって決めさせていただきたいと思つていますけれども、いかがですかね。よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、私のほうで判断いたしますところ、本会議における、3番の一般質問。これを、70分が30分に短縮するというものを、通常どおり70分行うという御意見だったと思つています。

それから4番目、委員長報告ですけれども、委員長報告は通常どおり作成するが、今回は採決結果のみの報告をするというものを、簡易でも質疑等を入れた委員長報告をすべきというお話がございました。

どちらをどうするという話ではなくって、きちんと決めさせていただきたいと思つていますので、採決をさせていただきます。

それでは、修正が出された部分について、これに関して賛成するか否かということで、採決をさせていただきます。よろしいですか。

だから、本会議の3番の部分、一般質問のこと、それから4番の委員長報告の分、ここに関しては修正が出たという形で判断をさせていただきますので、それに対して賛成かどうかという、採決をしていただきたいと思つています。

よろしいですか。大丈夫ですよ。わかりました。

提案されたものの議長案はもともと提案され、上程されているものじゃないですか。

修正が出された場合は、修正案が優先するんで、修正案に対して賛成か反対かという採決をとらせていただくという意味です。

よろしいですか。はい。

それでは、挙手は1人1回のみでオブザーバーの委員の方は挙手をしないでください。

採決をいたします。

それでは採決に入ります。

9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会对応案の、本会議における3番目、一般質問の時間を70分のみとする。

それから4番目、委員長報告に関しましては、簡易でも質疑等入れた委員長報告を行うという、案に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手少数であります。

それでは議長案のほうの議会の対応についてに関しまして、これに対しまして、賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。

よって、9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応については、従前お配りいたしました資料のとおりとすることに決定をいたしました。

2 議長からの議会運営に関する協議検討事項について

・討論について

委員長 7月30日開催の各派会議において、議長より、討論、総括質疑及び関

連質問の三点について、議会運営委員会で協議検討するよう依頼がありましたので、これらについて各会派の御意見を伺いたいと思います。

まず、討論について御意見を伺います。

初めに市政クラブさん。

意（３） 討論についてですが、基本的にはこの議会運営の申し合わせ事項に一々書くようなことでもないし、皆さん議員としてのモラルの話だと思っています。

なので、このままでいいと思いますが、協議することが必要だということであれば、協議事項に入れていただければと思います。

委員長 　ん。

意（３） 協議事項で。今後の協議事項でってことですよ。

委員長 　今ここじゃなくて。各会派でとりまとめをされておられませんか。

意（３） はい、すいません。会派でということだと、最初に言いましたとおり、基本的には通常通りというか、このままでいいと思っていますし、申し合わせ事項、高浜市議会申し合わせ事項というのがありますけど、そちらにわざわざ書くようなことではないと思っていますので、もう、議員各位のモラルというものでそのまま進めていただければいいと思っています。

委員長 　それでは次に公明党さん。小嶋克文委員。

意（１４） 賛成討論なのに、内容的には明らかに反対の趣旨が明確な場合。また同様に、反対討論なのに、賛成の趣旨が明確な場合。こういった場合ですね、その場において議長は、反対討論なのか、または賛成討論なのか、これはしっかり確認してほしいという、その場で。

それからもう一点、場合によっては、議運等を開催して、その討論された方にその趣旨をしっかりと進み受ける。そのような場も、今後は設定をしていただきたいと。

以上です。

委員長 　はい。次に新政会さん。長谷川広昌委員。

意（７） 新政会としては、本来ならば、ルールを作るっていうのは非常に残念なことだと思うんですけど、今の現状の議会を見ると、ある程度ルールを決

めたほうがいいのかなどは思っています。

しっかりと賛成反対わかるように、議長のほうから明確にさせていただければいいのかと思います。

委員長 はい。次に、共産党さん。15 番内藤とし子委員。

意 (15) これは6月議会のときに、賛成討論反対討論を、討論する指示があって、手を挙げて討論しているんですから、賛成討論反対討論、はっきりしてると思うんですが、なぜ、こういう意見が出て来たのかっていうことは、ちょっと、腑に落ちないところがあるんですが。

討論ってというのは自己の賛否を明らかにして、意見の異なる相手を自分の意見に同調させようと努めることにその意義がありますというのが書いてあります。

この意義ってというのは、意味はわかるんですが、特に新人の議員さんの新人の研修会へなんかに、そういう討論の意義について話はあったのかどうか、聞いた覚えがないと言われる方もありますし、議員経験だとか、時々討論の作成においては、不十分なことも出てくることはやむを得ないことですし、これは市民が判断することだと思うんです。この討論については。

ですから、議長がどうのこうのという、議事整理権はありますけれども、議員の発言をとめるようなことは、してはいけないと思うんですが、その点ではどういうふうに考えているんでしょうか。

意 (10 議長) 今、内藤委員が言われとる、議長のどうのっていうより、皆さんは、あくまでもこの議会の議場での発言を、議員が議員に対して、内容的に討論を反対か賛成かをですね、皆さんに諮っていただき、自分の議員としての態度を、はっきりしていただくための討論ということだと思っています。

また、あと一つ、もう一つ言われた、前にね、長谷川委員が言われた、議会としてのルールなんていうのは、本当、必要ないと思いますし、皆さん各議員がですね、当然、討論をやられるときには、ここにも私もうたわせていただきました。

その自分の態度を、賛成か反対かをですね、皆さんにわかっていただくため。そういう意味も実際あるんだけど、私が今回、これをやったときは、あくまで

も6月の判断というより、今までちょっと、この二、三回を見ていてですね、そういうあれには見受けられない、なおかつ、賛成ではあるけど、もし10あった場合に、賛成ではあるけど、賛成の意見が一つであって、九つの反対があっても最終的に賛成ですという感じで、言われればまだいいんだけど、討論の中で、最後まで、賛成というようなあれが、私としては受けられないような部分があったもんですから、前回、6月の定例会においても、一部議員に、私のほうから、賛成ですか反対ですかというような聴き方をさせていただいたことがあったと思います。

であって、今回、この討論についてはですね、改めてですね、本人はそういう気はなくてもですね、ほかの議員として、そういうようなあれをとられるように、思われているということがあるという、私、議長だけではなく、ほかの議員も思ってみえるということがあるということも聞こえてきたもんですから、今回、皆さんに改めて確認をとっていただき、ルールまではいかないにしても、その本人としてですね、今後としてですね、そのようなものが、皆さんに伝わるようにしていただきたいという思いがあって、今回、討論についてということどうたわせていただきました。

よろしく願いいたしたいと思います。

委員長 今、議長のほうからお話がありましたけれども、基本的に、議長が議会運営委員会のほうに、この案件について検討していただきたいという話があったときに、議長ともお話をさせていただいたんですけれども、基本的に、当局提案の議案というのは、当局は、こういうことをやっていきたい、こういうお金を使っていきたいというような形のものを議案として出してくるわけです。

ということは、基本的には通してくださいという形で議案として出してくるわけですね。

それに対して通すという、議員の採決判断をするのであれば、それは一つでも二つでも、議案の中に出てくる事業なり何なりを評価してあげるべきだと思うんですよ。

議会というのはあるいは議員というのは、当然、市長を初めとする執行部、行政側ですね、足を引っ張るわけではなくて、いさめる役割はあると思いま

す。足を引っ張る、そういう権利はありませんので。ですから、そのところはしっかりと、議員としての行動をとっていただきたいねという話を議長ともさせていただきました。

これはだから、議会運営の申し合わせ事項なんかに載せる話ではないんですよ、基本的に。

ただそれができないのであれば、載せなきゃいけないよねということで議長と話をして、今回のこの議会運営委員会の中で、議題として上げさせていただいておるといことですので、このところを考えて、多分、先ほどずっと話を聞いて、今、委員の方しか御意見聞いてないですけども、ルールとして、改めて取り上げる必要っていうことは強くは言っていないと思うんですよ、皆さん。

ただ、やっぱりきちんと、その賛否を明らかにするとか、それから、こういう部分は評価できるんだというところを入れるとかね、そういったところがやっぱり要るのかなということをおもいますけども。

続いて、参考までですけれども、青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意(6) 賛成反対をきちんとおっしゃっていただいて、自分の要望等のあれは、なるべく討論の中へは含まないということをお願いしたいと思います。

その議案に対して、賛成か反対かを、手短くきちんとした理由をもって、討論をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 次に、高志クラブさん。岡田公作議員。

意(5) やっぱり立場を明確にした内容をしっかりと発言するべきだと思いますし、もしそれで、ちょっと発言内容おかしい場合は、議長のほうが問いただしていただければなというふうに考えております。

委員長 次に高浜市民の会さん。倉田利奈議員。

意(16) 議長は議事進行を行うことが任務であります、議事進行に際して、議員の発言に対して私見を述べることはしてはいけないと私は考えております。

議員の発言に一々私見を述べていたら、正常な議事進行ができず、議会が混乱するからです。

また、議員の発言が不適切であるのであれば、その場で注意もしくは制止をすればいいだけであるからです。

ただし議長であるからといって、みだりに議員の発言が制止できるわけではなく、そこには根拠が必要となります。

議員は、選挙で選ばれている市民の代表であり、憲法で保障されている言論の自由、表現の自由があるため、これを制限するためには、法令や裁判の判例等、根拠が必要となります。

議員の発言に対して、モラルがないという議長の発言がありましたが、モラルとは、道徳、倫理のことであり、これは個人の経験や感覚により受けとめ方が異なります。

議長がそもそもこのような明確な根拠がない、いわば情緒的な発言を行うことは不適切であると私は考えております。

少なくとも私の発言に対して、このようなことを言われているのであれば、こうした発言こそ議長のパワハラに当たるのではないかと考えております。

議長のパワハラ発言こそ問題にすべきであります。

賛成か反対かわからないということこそ、感覚的なものであり、聞いている方の理解不足であると言えます。

賛成討論でも反対討論でも、発言の論理構成は発言する議員の裁量に委ねられており、発言する議員の責任において、なされればよいだけの問題です。

議員の発言内容に、明らかに個人を誹謗中傷したり、事実誤認があったりした場合のみ問題とすることは否定はしませんが、このような場合を除けば、議会での議員の発言は尊重されるべきです。

議員の発言を制限することは、言論の場である議会の存在そのものを否定する愚行であるともいえます。

また議事録には、議長や議員の発言がそのまま掲載されておられません。

もし議事録のみを根拠に、賛成か反対かわからないというようであれば、議事録の作成方法に問題があると考えますので、改善を求めます。

なぜなら、議長の賛成を求めます、反対を求めますといった発言は削除されているからです。

いずれにしても、憲法で保障された言論の自由や表現の自由を侵害するような発言の制限には断固反対いたします。

議会の常識が問われる問題であります。

それから先ほどの柴田議員の発言に対してですが、私の意見としましては、やはり、なぜ賛成なのかなぜ反対なのか、もしくは、賛成の中でも反対する部分、反対の中でも賛成する部分はあるわけで、その中で、議員は賛成するのか反対するのか、非常に難しい選択を迫られている場合もございます。

そういったときになぜ最終的に反対したのか、賛成したのかについては、市民に説明責任があるわけですので、その部分についてはしっかり私は討論の中に入れるべきと考えます。

以上です。

委員長 はい、参考までにお聞かせいただきましてありがとうございます。

それでは、まず討論について、一つずつやっていきますけれども、討論についてということに関しまして、これも申し合わせ事項等に何らかの形で入れるということにするのか、しないのかだけを決めさせていただきたいと思います。

入れるのであればですね、どのような文面にするかっていうのは、改めてお諮りすることになると思いますけれども、基本的には、自己の賛否を明らかにすること。それから、賛成と反対に関してはきちんと、どちらが多い少ないはいいですけれども、賛成の場合は、きちんとした評価の部分というのは当然入らなきゃいけないですし、反対の場合でしたら、ここが評価できないんだ、ここがだめなんだということをきちんと入れなきゃいけないと思います。

そういったところを、明文化して、申し合わせ事項に入れますか。

入れなくていいですか。

私の判断として、あえてこれ、採決とる話でないと思いますけれども、一応この議運の中で議論をされて、大方の方がやはり違和感があると思われたということだと思えます。

その確認だけということでは終わらせていただきますので、今後、ここで出た皆さん方の御意見を参考にさせていただいて、討論していただくということではよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは、そういう形にさせていただきます。

・総括質疑について

委員長 それから2番目の総括質疑についてでございますけれども、これはもう毎回言われているところでございますけれども、非常に重複した質疑が多くなっているということで、会議時間が長引いて円滑な議事運営の妨げになっているのではないかという議長の御意見であります。

これも、どこが重複しておるのか、そうじゃないのかっていうのは、これ、各質疑によって変わってくると思いますので、これに関しましても、再度、皆さん御確認をして、要は総括質疑のときに、どなたがどういう質問したかっていうのは、もう本当に書きとめていただいて、会議録は当然委員会までに間に合いませんので、御自身で書きとめていただいて、重複のない形にさせていただくという確認でよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。

意(14) 一点だけ。

今言われたとおりなんですけども、総括質疑は、自分が所属していない委員会の所管事項についてだけ基本的に行ってもらいたいと。

僕はそれを要望したいと思います。

それやりますと、委員会付託のちょっと意味がちょっと薄らいでくると思いますので、なるべく、ていうか基本的には、自分の委員会以外の総括質疑をしてもらいたいと思います。

委員長 今の小嶋委員の御意見に対して、御意見ある方みえますか。

意見なし

委員長 よろしいですか。

それでは、ごもったもな話でありまして、当然、委員会の場で発言できる場所があるわけですので、総括質疑のときには御遠慮いただいて、ほかの方の質疑を優先していくべきだということだと思いますので、これに関しましても、確認をさせていただくということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

・関連質問について

委員長 それでは、次に、3番目の関連質問についてですけれども、申し合わせ事項の中には、関連質問は通告により一般質問を全部終了してから、1人1問として自席で行い、時間は5分以内として簡素に行うということになっておる中で、議長のほうから出てきたお話においては、関連質問というのは、発言通告者が、発言の段階で述べた質問に関連させる質問であるということから、当然、通告書というのは提出をされてないわけであります。

これはもう無制限にそれを認めるということとはできないということですし、それから、今回、議長のほうから出てきたのは、自分の一般質問に類似した質問に対して、関連質問をすると。

自分の質問に関連質問するわけじゃないですよ。

ほかの議員さんがやった一般質問に対しての関連質問なんですけれども、その内容が自分の一般質問のテーマに関連しているものであるということは、みずからの質問の続きをやっているということになるわけで、関連ではないというふうなことだと思います。

ですから、関連質問のあり方について、きちんと皆さん方と協議をさせていただいて、それでもって、そういうことのないようにという確認をしていきたい

というのが、議長のほうの趣旨だと思いますので。

これにつきましては、市政クラブさん。御意見のほう。

意（3） 今、委員長言われたとおりで、やはり、関連質問というのは、自分の一般質問の補完ではないと思われまますので、もちろん、自分の質問の中で、そういったことがあれば、自分の質問の中ですればいいということですので、このとおり一般質問、こちらにもあえて申し合わせとかいうことに書くようなことでもないですので、こちらも、皆さん今回、こういったことが出たということ、またもう一度、頭に落としていただき、今後努めていただければと思います。

委員長 次に、公明党さん。14番、小嶋克文委員。

意（14） 今言われたとおりなんですけども、ほかにも、一般質問の範囲内にやっぱり関連質問って限られるとやっぱり。

そういったことで、ちょっと議長も大変だと思うんですけども、もしそれが明らかに、一般質問から外れている、逸脱しているような質問においては受け付けないと。

これは、やっぱり認めないというような姿勢も僕は大事だと思います。

以上です。

委員長 次に新政会さん。7番、長谷川広昌委員。

意（7） 一般質問に類似した質問に対し、関連質問を行うことは各々考えてもらって、今回の件から控えていただければと思います。

またこのようなことがあれば、議長のほうで采配していただいて、しっかりと議事運営をしていただければと思います。

以上です。

委員長 次に、共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意（15） これは6月議会で、議長が要するに、自分の質問ではないかという要するに質問をして、そうではないと、違う人の質問についてでやっているんだということを言われたと思うんですが。

だから、議長もそのまま質問を認めたということで、何もおかしいことはなかったと思うんですが。

これは別に書きとめる必要もないし、それから、関連質問で行ったことも問題ではなかったと思っております。

以上です

意（10 議長） 今、内藤とし子委員が言われた、この6月議会の関連質問についてどうのっていう部分も実際はあるはあるんだけど、その中、この今回、うたわせてもらった、この6月に対してだけではなく、今までの部分も含めてということで書かせていただいている部分もありますので、その確認はちょっとしていただければと思います。

意（15） その点はわかりました。

だけど、関連質問はもともと1人5分ですし、なかなか5分っていう時間、質問する場合って言うのか、させてもらうこともないわけですし、関連質問がふえても、1人5分しかふえないわけだから、これは何も書きとめる必要もないと思いますし、問題はないと思います。

意（10 議長） 今、内藤委員が言われた、あくまでも時間を問うので、その人以外の方がまた関連質問をして、何人やられても実際は結構なんで。

ここで確認とりたいのは、あくまでも自分の一般質問に類似した質問を、ほかの議員が、当然、関連ということでやられている部分があるんだけど、その部分で改めて、実際、自分の一般質問と同じものをその続けてやっているというようなことを見受けられるということで、書かせていただいているものですから、その時間どうのっていうのは、皆さん守っていただいておりますし、議長としても、制限はかけていますので、それは問題ないと思います。

委員長 簡単に言うと、一般質問のテーマが同じ場合は、自分ではない方がやった一般質問に関連をして質問するっていうことは、これを自分の一般質問の続きをやるというふうに言わざるをえないんじゃないかということなんですけど、これ、この意味合いでいいですよ。

ですから、やはりそれに関しては、そのテーマが、ほかの議員さんがやったことに関連したにしても、テーマが自分の取り上げたテーマと同じであれば、それは関連と言えないんじゃないかと、関連といえないというよりも、やっぱり、ちょっとこう、疑問を持たれるんじゃないかというところがあると

思います。

それから、あと、時間が5分というのは、5分時間を与えるわけではなくて、5分以内で終えなさいよということが申し合わせ事項に書いてあるわけですので、そののところもきちんと、申し合わせ事項に書いてあるところを御理解をしていただきたいということも思います。

それでは参考までに、次に青政会さん。柴田耕一議員。

意(6) 関連質問なんですけれど、自分が聞いておって、当局の回答が、一般質問の質問者に対して、回答と自分が持つとる回答が違うということに関して、私は、関連質問できておるんですけれど、そういった考え方で、それを、私は、通していこうというふうに思っております。

自分に関しての一般質問、例えばやった場合、ほかの人が同じ関連の一般質問であっても、それは、その中で回答というか、納得して後から聞けばいいと。そういうふうに考えておりますので、あくまでも全く関係ないことで、いっぺん、関連質問をさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 次に、高志クラブさん。岡田公作議員。

意(5) 発言内容の関連性っていうのは、やっぱりそこをしっかりと考えて精査して、やっぱり発言することをですね、みんなで徹底していけばいいのかなと。あえて書きとめる必要はないのかなと、ルール化とかは、というふうに思います。

委員長 はい。次に、高浜市民の会さん。倉田利奈議員。

意(16) 自分の一般質問以外の質問であれば、私はやってもいいと考えます。

なぜなら、先ほどテーマが同じであればそれはやらないほうがいいような発言がありましたが、テーマが同じとしても、内容は違う場合がございます。

それに、我々は市民に対して説明責任があるものですから、テーマが同じでも、当局の答えが違うこともありますので、そうしたときには、しっかり確認をしていかなければ、市民に対してお答えできませんので、自分の一般質問以外の質問に対してっていうことであればまだいいんですが、類似したっていうことに関しては、じゃあ何をもって類似してるのかしてないのかっていうところ

ろは、大変ここは判断がしっかりできないと思っておりますので、私は自分の質問以外に関しては、してはいけないっていうことはいいかと思うんですけど、類似したってことに関しては、非常に難しいと思っておりますので、この部分については、逆にないほうがいいと思っております。

委員長 はい。それでは、参考ということで御聞かせいただきました。

これに関しましては、特に、例えば、今だと新型コロナの関係の感染拡大防止の施策的な部分を、いろんな方がやられたときに、自分に取り上げたテーマでもって、きちんと最後まで答弁を引き出せなかった、みずからの質問力というものが、やっぱり、問われるんではないかなという気がします。

当局側のほうも、同じでも、議員さんがたくさん一般質問やられると、そうすると、それぞれ、できるだけ答弁を返してあげようと努力をしてくれていると思います。

それこそ、抽選でやりますよね。

抽選やって、一番初めの人にはきちんと答弁をする。二番目の人は、さっき言ったとおりですとは言いません。

きちんと5人の方が同じテーマでやっても、当局は、それなりに答弁をしてくれているはずなんですよ。

ですから、関連質問で、自分の一般質問に当然関連する関連質問はできませんけれども、同じテーマに関して、他の議員さんから出たところに関連してという、自分のテーマと同じものを関連質問するというのは、やはり、少し疑問を持ってしまうというふうに私は思うんですけども。

これに関しましては、基本的に議長の采配もその時々采配になるとは思いますが、そのところで、きちんと確認をさせていただくことになりますという確認を、ここでさせていただくということによろしいですか。

意（7） 前回の6月議会で、少し私が違和感を感じたのは、関連質問に対しての当局の答弁に対して、その答弁に対してさらに質問をかぶせていた場面があったんですけど。

あれは何かすごく違和感を覚えたので、ああいうことはできるだけ控えていったほうがいいのかと私自身は思いました。

委員長 今までの議会の中における経験値でしかなく、これ、申し合わせ事項というのは、本当に最低限のルールが書いてあるだけで、本当にこれをどう読み取るのかっていうのは、やはり、経験を積んでいく中でこういうことだったんだって初めてわかる場所も出てくるのかもしれませんが、今、長谷川委員が言われたように、基本的に、一問一答でやりとりして、出てきた回答にまた質問をかぶせてってということは、まず関連質問ではないんですよ。

本当に、こういう答弁だったけども、ここの部分に関して確認がしたいというレベルのところに関連質問のある意味合いであって、そのところで、こういうふうに書いてあるから権利があるんだとか、これだけの時間やれるんだとかということではないところが多分にあると思います。

そのところは、議長のほうの議事運営、議事進行の中で、きちんと調節をしていただくことになりますので、今一度、皆さん方がしっかり考えてやっていただくという御確認をここでさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そういう形にさせていただきます。

正直言って、委員長があんまりしゃべってもいかなんですけども、こういうことを、議運で話ししたことなんてまずないんですよ、過去に。

だからそれだけ、本当に、いろいろな考え方を持った議員さんたちが、多様な議員さんたちが、議員になられているというところもあると思いますし、もし、申し合わせ事項、これやっぱりおかしいよねということであれば、それは直さなきゃいけないということになりますので、そういったことがもしあれば、また議会運営委員会のほうに諮るよう、議長にお願いをしていただければということをお思いますので。

議運に関しましては、開催はいつでもできますので。常任委員会と違って、定例会開会するときしかできないわけではありませんので、議長のほうに言っていただければ、議長の諮問機関としての動きをさせていくということで、委員

さんのほうも御理解をしていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

意（16） 先ほどもちょっとコロナウイルスの件でお話をさせていただいたんですけど、やはり今後、コロナウイルス感染症ということで、手洗いとか、それからマスクの着用や、あと3密を避ける、それから消毒など、最低限の感染症防止が必要かと思うんですけど、やはり議場に入るときは、当局側の方にもそれから傍聴者には必ず、消毒のほうをお願いしてやっけていただいているようなんですけど、当局側の職員が、ちょっと私のほうでは消毒をしてるようにも見受けられませんし、あとですね、もう少し議場の中の換気ですね、そちらのほうをもう少し何か工夫していただけないかと思っておりますので、提案させていただきたいと思っております。

委員長 先ほど議論をしていただいた、9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてということ、これを9月はやっていきたいと思いますということで決めていただいたんですけども。

ここに何か細かくは書いてないですけども、例えば一般質問のところ、30分ごとに5分の休憩、1時間ごとに10分の休憩ということで、これは全て換気をしていくということになるものですから、時間を30分に短縮することによって、換気時間がとれるということになると思っておりますし、それから、決算特別委員会の部分に関しても、款ごとに休憩をとるということで、ただこれは時間が書いてありませんけれども、基本的には款ごとに休憩をとって換気をするという部分と、それから、最低最長でも1時間ごとに休憩を入れて、換気をするということになると思っておりますので。

ただ、当局が出入りをするというところもあるものから、その時間も換気に用いるということで理解をしていただければいいのかなというふうに思いますけども。

それでよろしいですか。

意（16） ほかの議会では、扉とかをあけ放して議会運営をされているようですし、例えば、碧南市さんだと空気清浄機を用いているとか。

私は確かに先ほどの換気の提案もいいんですけど、扉。窓をあけると結構、

音とかするということでしたので、せめてあけられるところの扉はあけ放して、議会運営しても、差し支えないかと思うんですけどいかがですか。

説(事務局長) 事務局といたしましては、扉の開け閉めは外にも響きますし、ほかに会議をやっていることがありますので、扉は閉めた形で、窓の換気をしっかりやっていきたいと思っております。

それから、ここには書いてないですけど、議会事務局として、皆さん一般質問をやられますよね。そのときに、終わってから、今までそのままでしたけども、除菌クリーナーっていうんですか、アルコールで拭くもの、そういったもので、質問席のほうの消毒をさせていただくというのを考えております。

それからですね、最後に申し上げようと思っていたんですけど、先ほど倉田委員が言われました検温の関係もですね、実は、1階ですね、市民窓口の記載台の横のところに、サーモグラフィックカメラと顔認証を合わせた体温計、自動で体温が測れる機械ですけども、これを設置しておりますので、皆さん議会に限らずですね、本庁に登庁される場合は、この体温認証やっていただいて、いわゆる 37 度 5 分以上になると赤く表示されるという形になってますので、安全な方は、失礼な言い方ですけども、問題ない方は来ていただいて、赤くなった方は、お医者さんに相談していただく等の対応をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 それでは、最善の方法というのは、はっきり言ってウイルス自体がわかっていない中で、最善がどれかというのはわかりませんが、それから、他の議会の例を先ほどから出されておりますけども、議場の形や、庁舎での議場の位置づけ、さまざまな違いがありますので、そこを御配慮いただければというふうに思います。

それでは、基本的に今日の議長からの、議会運営に関する協議検討事項については、議員の常識としてお願いをしていきます。

また、議長のほうが何かしら議会中に思えば、議事進行に対して、そこで、お声掛けをしていただくということにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

意(10 議長) 先ほどからもこの討論、総括質疑、関連質問についてですね、

今回この場で、議会運営委員会の中で、一応皆さん、全議員のほうですね、意見を出していただいて、自分の思っていることということで発言されたと思います。

今、私のほうへも参考としての意見も伺いましたので、この9月定例会においてはですね、今言われたことをですね、議長としても、一応、受けてですね、今後も同じようなことがあれば、再度、注意はすることもあるかと思いますが、そのときはまた、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 その他

委員長 皆さんのほうで何かあれば。よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 34 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長